

定例委員会の開催状況

第1 日 時 平成13年9月20日(木)
午前9時30分 ~ 午前11時05分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

村井委員長

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

2 警察庁側

長官、次長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
情報通信局長、総括審議官、官房審議官(警備局担当)

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 国会の状況について

警察庁から、「9月13日から19日までの間に行われた衆・参両

院予算委員会の状況等」について報告があった。

(2) 自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームの設置について

警察庁から、「『国際組織犯罪等対策推進本部』の決定に基づき、自動車の盗難等を防止するための総合的な対策について検討するため、関係4省庁及び9団体からなるプロジェクトチームを設置し、9月18日に第1回会合を開催した。」旨の報告があった。

(3) 自己増殖型不正プログラム「Nimda」に関する対策について

警察庁から、「自己増殖型不正プログラム『Nimda』による被害が発生していることに対し、警察庁において、その解析、被害実態の把握、対応策の周知を図るとともに、都道府県警察に対して、プロバイダ等に対する情報提供、被害状況の確認等を指示した。」旨の報告があった。

(4) 身体障害者標識の制定方法について

警察庁から、「道路交通法改正により導入されることとなった身体障害者標識の様式について、国民の意見及び有識者等による制定委員会の提言を踏まえて制定することとした。」旨の報告があった。

(5) 歩車分離式信号のモデル運用について

警察庁から、「歩行者と車両の通行を時間的に分離する『歩車分離式信号』を全国100の交差点でモデル運用し、来夏をめどに今後の運用方針を取りまとめることとした。」旨の報告があった。

(6) 米国における同時多発テロ事件にかかる警備情勢について

警察庁から、「本事件発生を受け、現在、全国警察において、米国関連施設等の警戒を強化するとともに、空港管理者等との協力によるハイジャック防止対策を徹底している。」旨の報告があった。

委員長から、「昨日、テロ対策に係る緊急閣僚会議が開催され、『米国における同時多発テロへの対応に関する我が国の措置』として、テロへの戦いを我が国自らの安全確保の問題と認識して主体的に取り組む等の基本方針の下で、米軍等に対し、医療、輸送補給等の支援活動を実施する目的で、自衛隊を派遣するため所要の措置を早急に講ずる、我が国における米軍施設・区域及び我が国重要施設の警備を更に強化する所要の措置を早急に講ずる等7項目の当面の措置が決定された。」旨の説明があった。

その後、委員長から、「自衛隊法改正のいわゆる『与党三幹事長案』が示されたが、この案に対する議論が十分に行われる必要があり、特に、我が国の重要施設の警備について、警察の手に余るといような事態にならない段階において、自衛隊をどこまで関与させるのかについての議論を国家公安委員会の場で行ってほしい。」旨の発言があった。

警察庁から、「今回のテロ事件発生を受けて、警戒を強化すること、特に米軍基地の警備を強化することと、自衛隊を出動させることは次元が異なる問題である。自衛隊は国の防衛を主たる任務とし、国内の一般治安は、総理大臣、国家公安委員会、警察の体系でその第一次責任を負う仕組みとなっている。間接侵略その他の緊急事態に際し、総理大臣が警察力では治安が維持できないと判断した時、自衛隊に治安出動を命ずることとなる。この治安出動は、国内の治安維持は警察が担当するという原則の中で、警察を補完する措置を講じるものである。ところが、今回の『与党三幹事長案』は、『警備のため特別の必要がある場合』という総理大臣が命ずる治安出動よりも極めて緩やかな要件の下で、総理大臣ではなく、防衛庁長官の発議及び指揮によって自衛隊が出動するという内容となっている。しかも、自衛隊の配置は米軍基地の内部のみならず、直接国民と接する場所にも配備する内容となっている。

終戦後から現在まで『治安出動』は発動されていないが、かつての『安保闘争』の際にも発動されなかった所以は、『自衛隊法は警察官

職務執行法を準用しているものの、使用要件と危害要件とを区別していないことが示すように武器の使用について警察とは発想が異なる。このため、国民に直接銃口を向けることとなりうる形で自衛隊が配置されることに多大な懸念があった。』ことによるものと思われる。したがって、米軍の基地の警備方法については、『総理大臣が命ずる治安出動』、『米軍自体による警備』、『警察による警備』、あるいは、『自衛隊を米軍基地の中に、国民と接しない形で配備する方法』等が考えられるし、米軍施設警備に限った新たな仕組みを構築する方法もあり得る。今回のテロ事件発生により米軍基地の警備強化及び関係施設の警戒強化は必要であるが、国の治安維持のあり方の問題は別問題であり、これらを混同すべきではないと思われる。こうしたことから、現在、『警察がなすべき警備の強化は責任をもって行う。どうしても警察力でできないことになれば治安出動を具申することも辞さない。仮に米軍基地に限定した仕組みを作るといふならば異存はない。』というスタンスで警察庁としての意見を申し上げている。もし、米国等から、自衛隊による米軍基地の警備を強く要請してきた場合で、それが警察力では対処できないというときには、治安出動に関し国家公安委員会に意見具申していただくよう要請することもあり得る。

なお、警察において、首相官邸等の重要施設に対する警備は順次段階的に強化していくこととしており、情勢が極めて緊迫して、テロ攻撃が日本に対して行われる可能性が具体化してきた場合には、SAT部隊の配置も視野に入れて、その準備をしておくこととしている。同隊配置の際は、あらかじめ報告し、了解を得ることとしたい。」旨の説明があった。

警察庁から、「『治安出動命令』というスキーム、あるいは『米軍の施設内の警備に限定して自衛隊法を改正し、別の手続きで自衛隊の出動を行う。』というスキームはあり得る。自衛隊が米軍施設の中に配置され、同施設だけの警備を行うことは理論上可能かもしれない。警備対象を米軍施設と他の重要施設とに分けると議論が整理しやすい。」旨の説明があった。

委員長から、「自衛隊が保有している火力の大きさがあれば、テロに対しても十分有効に対処できるというのは、論理に飛躍があるように思われる。自衛隊でも、もてる火力を簡単に使用できるものではない。また、誰がテロリストであるか識別が難しい。先程、警察庁が説明した見解が、警察として常識的なスタンスではないかと思われる。米軍基地から米軍が出動することによって、同基地の防護が手薄となり、治安上大きな問題となるような場合には、自衛隊の治安出動を命じて米軍基地の中で自衛隊が同所の防護措置を行うことは可能ではないか。」旨の発言があった。

委員から、「おそらく、米国側は、日本がかつての『湾岸戦争』の際、自衛隊の海外協力を行うために立法措置を講じたように、日本国内の米軍基地の防衛に関し、同種の措置を期待しているものと思われ、米軍基地の防衛措置は必要であると考え。他方、自衛隊が政府の重要施設等の警備を行うことに疑問がある。問題は、『治安出動』という特別の指令に基づいて自衛隊が出動することで、米国側の期待や要請に応えられるかどうかである。例えば、米軍が本格的な戦闘行為に出た時、直ちに『治安出動』という事態になるかどうか。むしろ、『米軍が出動するので、自衛隊は米軍基地の中に入って警備してほしい。』と要請されて、ある意味では共同防衛するための自衛権の発動のような考え方があると思われる。そのため、『治安出動』の要件を緩めるか、あるいは同要件を緩めるような実体的な法律を制定し、米国側の要請に基づき、米軍基地に自衛隊が常時配置されている体制を構築することが望まれている事態であると感じている。また、米軍基地の外側については、やはり治安維持のため、警察が警備することでよいと思う。この点が警察と自衛隊との分業（すみわけ）の限度であるように思う。もちろん、警察力が不足した場合に自衛隊が出動すること自体を否定するものではないが、その場合は治安出動というスキームがあるのであり、今回の与党三党案のような内容が法制化されると、日本の警察の本質に触れる問題となる。委員長は警察の立場を強力に主張されると思うが、必要があれば公安委員会の場において議論をし

て、公安委員会の立場を示すことにより、委員長の発言について意味が出てくると思われるので、検討してほしい。」旨の発言があった。

別の委員から、「警察庁の説明は大筋で賛成できる。テロ事件対策は冷静かつスピード感覚を持って対処することが重要である。特に、テロ情報収集の重要性がますます高まっており、国際協力の観点からすれば、情報の双方向の交換が重要である。また、米軍から米軍基地を自衛隊によって警備してほしいとの要請があるのであれば、同基地内については、自衛隊が警備を担当するようにしてもよいのではないか。」旨の発言があった。

別の委員から、「今回の与党三党案について、国家公安委員会が知らない間にまとめられたのは残念である。防衛庁長官の判断で、国家公安委員会や都道府県公安委員会の管理に服さない部隊がいつでも治安警備に出動できるというのであれば、警視庁は不要だし、公安委員会制度の根幹にかかわる問題となる。与党三党案には疑問があるので、事態の推移を見極めながら、必要な時点で国家公安委員会としての見解を表明することを考えてもよいのではないか。自衛隊がいずれかの方法で米軍基地内の警備を行うのは結構だが、その際でも、いろいろの議論が出てくると思う。」旨の発言があった。

別の委員から、「今回の与党三党案に関して、国家公安委員会の議論を尽くして、意見をまとめた上で、当委員会としての見解を明らかにすべきではないか。意見をまとめるならば、早く着手するべきだと思う。」旨の発言があった。

別の委員から、「昨晚の懇談の場でも時間をかけて議論し意見を述べてあるので、このたびの論点については各委員の意見はすでにまとまっているように思われる。したがって、必要であれば事務局において文案を用意して、同文案に基づいて次の段階で検討して、タイミングをみながら結論を公表してはどうか。」旨の発言があった。

上記委員の提案に委員長が了承し、警察庁から、「各委員とも『自衛隊がいずれかの形で米軍基地内の警備を行うことは必要性がある。』という認識であるので、その具体的な方法、問題点を整理して、御

指摘の文案を作成し、改めて御議論を賜りたい。」旨、説明があった。

委員から、「テロ行為を行うためには莫大な資金が必要であり、この資金を封圧することが、国際的に当然必要となる。日本人としても責任を果たす必要があるが、これらテロ組織のマネーロンダリングに対して、警察や金融庁はどのような対策を講じているのか。」との質問があり、警察庁から、「各種の法令違反を発見して事件化し、組織の資金の流れを解明するなどして、国内外の関連情報の収集に努めている。これはかねてから外国から指摘されている問題であり、『ループホール』の最たるものとなっている。現在、金融機関に対し、疑わしい取引についての報告義務が課されており、金融庁がその情報を一元的に管理し、捜査当局が活用するという制度ができており、活発に機能し始めているが、後は証券取引等監視委員会の監視機能の問題とそれに対応する外国の機関との情報交換の問題が残っている。テロ防止のための条約の中にも、テロ集団に資金を提供することを禁止するという部分があるが、G8の中で日本だけが署名していないという状況で、これを何とか是正しなければならない。」旨、説明があった。

同委員から、「乗員に催涙スプレー等を携帯させ、その使用方法を指導しておくことは可能であると思う。また、ハイジャック対策について、警察と航空会社とが協議する場はあるのか。」との質問があり、警察庁から、「各空港において、その都度必要に応じて連絡を取り合っている。」旨、説明があった。

(7) ブッシュ・アメリカ合衆国大統領来日警備対策委員会の設置について

警察庁から、「ブッシュ大統領来日に伴う警備のため、9月18日、警察庁内に次長を長とする警備対策委員会を設置し、同警備の万全を期することとした。」旨の報告があった。

(8) 2002年FIFAワールドカップ大会の安全対策に関する第2回日韓定期協議の開催について

警察庁から、「2002年FIFAワールドカップ大会の安全対策に関し、日本の関係省庁連絡会議の安全対策部会と韓国の安全対策統制本部との第2回定期協議が、9月28日、韓国・ソウルにおいて開催される。」旨の報告があった。

(9) 「よど号」犯人の妻の逮捕について

警察庁から、「警視庁は、9月18日、旅券法違反で国際手配していた『よど号』犯人の妻が、平壤から帰国したところを成田空港において逮捕した。」旨の報告があった。